（証券コード　8160）
平成29年６月８日

株　主　各　位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社　木　曽　路
取締役会長兼社長 吉　江　源　之

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
　　名古屋銀行協会会館　５階大ホール
　　（注）開催場所は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。
３．目的事項
　報告事項　　第68期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
　　事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役８名選任の件
　　第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

議決権行使方法についてのご案内

1．株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

2．書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送ください。

3．インターネットによる議決権行使の場合

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては28頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会に関するご留意事項

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第20条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kisoji.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
なお、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、計算書類の一部としてあわせて監査を受けております。

・株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kisoji.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融政策により雇用情勢の改善から全体的に緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、政策導入後の不安定な株価や円高の進行にはじまり、米大統領選後の急激な為替や株価の動向、また、新興国経済の減速や欧米諸国の経済情勢変化による各国経済への影響懸念など、依然先行きは不透明な状況で推移しました。

外食業界におきましては、消費者マインドの変化により節約志向が再び高まるとともに、天候不順や需給バランスの悪化による原材料価格の上昇、人手不足を背景とした人件費の増加など依然厳しい経営環境で推移しております。

このような経営環境の中で当社は、「日本一質の高い外食企業」を目指し、旗艦部門である木曽路部門を中心とした業務改革を推進し、強みである商品力及び接客力の強化とともに原材料の仕入や消耗品等の購入を見直しました。勤務シフトの効率化、店舗の閉店時間の見直しなど、より働きやすい職場づくりにも注力しました。また、木曽路部門は、一号店出店より50周年を迎え、これまでの感謝を込めて特別メニューの販売やイベントの開催を行いました。

店舗展開、改築・改装につきましては、３店舗の新規出店、３店舗の業態転換（ウノからじゃんじゃん亭・ここの、穂の里から鈴のれん）、５店舗の退店を実施し、その結果、当事業年度末の店舗数は１６３店舗（前事業年度比　２店舗減少）となりました。

営業面では、多様化するお客様ニーズにお応えするため料理の品質向上や付加価値の高い旬の食材を使用した料理の販売とともに、接客サービスの充実とレベルアップに努めました。また、法人顧客囲い込みをより一層進めております。

費用面では、主要原材料である牛肉価格の高止まりや天候不順による生鮮食材などの値上がりの一方で、勤務シフトの効率化などが奏功し人件費は減少しました。また、水道光熱費の単価低下や消耗品等の見直しによる節減、減価償却費や賃借料などが減少しました。

この結果、当事業年度の売上高は443億47百万円（前事業年度比 0.4%増加）、営業利益は10億71百万円（同 113.2%増加）、経常利益は11億85百万円（同 138.3%増加）となりました。また、特別利益として、投資有価証券売却益２億２百万円、特別損失として、減損損失等２億97百万円(前事業年度は６億88百万円)を計上しました。

以上の結果、当期純利益は５億76百万円（前事業年度は３億88百万円の当期純損失）となりました。１株当たり当期純利益は22.30円（前事業年度は１株当たり当期純損失15.03円）となりました。

（部門別の概況）

木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」部門は、１店舗の退店により、当事業年度末店舗数は１１８店舗（前事業年度比 １店舗減少）となりました。

営業面では、恒例の「しゃぶしゃぶ祭り」や「とらふぐ」「かに」など季節毎の鍋料理の推奨、一号店出店より50周年を迎え、特別メニューの販売や各種イベントを実施しました。また、強みである調理技術を生かした旬の一品料理の一新や法人顧客へのアプローチを強化しました。その結果、売上高は375億41百万円（同 1.3%増加）となりました。

素材屋部門

居酒屋の「素材屋」部門は、店舗の異動はなく、当事業年度末店舗数は１４店舗であります。

営業面では、炭焼き串焼きにこだわり、また自家製の惣菜料理や旬の食材を活かした季節メニューの販売、焼酎一升瓶のお値打ち販売を継続するとともに、少人数から大人数の様々な宴会利用ができる店舗として営業活動を行いましたが、前事業年度中に４店舗減少したことにより、売上高は22億16百万円（同 14.7%減少）となりました。

じゃんじゃん亭部門

焼肉の「じゃんじゃん亭」部門は、２店舗の新規出店、１店舗の業態転換により、当事業年度末店舗数は１３店舗（同 ３店舗増加）となりました。

営業面では、「手切り、熟成肉、黒毛和牛」にこだわり食べ放題メニューの拡販とスピード提供、先手のサービスに取り組みました。また、法人や学生のイベントなどに合わせた予約獲得活動の強化に努めました。その結果、売上高は20億99百万円（同 31.5%増加）となりました。

とりかく部門

鶏料理の「とりかく」部門は、１店舗の新規出店、１店舗の退店により、当事業年度末店舗数は１０店舗となりました。

営業面では、「手作り」「鶏」にこだわった料理と旬の逸品料理の販売を行い、また鶏料理の醍醐味と季節に合わせた食材の宴会コース、お客様ニーズの高い飲み放題メニューの充実を図り来店客数の増加に努めました。その結果、売上高は11億22百万円（同 5.8%増加）となりました。

鈴のれん部門

和食レストランの「鈴のれん」部門は、１店舗の業態転換（穂の里から鈴のれん）を行い、当事業年度末店舗数は６店舗となりました。

営業面では、御膳や季節毎のメニューの充実、しゃぶしゃぶ食べ放題や宴会コース、また慶弔などの行事に対応したメニューと人数に合わせた多様なお席を準備し来店客数の増加に努めましたが、前事業年度中に４店舗減少したこともあり、売上高は９億34百万円(同 11.0%減少)となりました。

その他

その他は、ワイン食堂の「ウノ」（平成28年５月に６店舗中、５店舗を退店（うち２店舗業態転換））、九州味巡りの「ここの」、外販（しぐれ煮、胡麻だれ類）、不動産賃貸等であります。

なお、「九州味巡り ここの」は、食材と手作りにこだわった九州料理を中心に季節感のある一品料理の他、もつ鍋や黒豚しゃぶしゃぶなど九州定番の鍋料理を取り入れた宴会コースをお楽しみいただく九州料理の専門店であります。

その売上高は４億34百万円（同 44.7%減少）であります。

部門別売上高

部門区分	売上高	構成比
木曽路部門	37,541百万円	84.7 %
素材屋部門	2,216	5.0
じゃんじゃん亭部門	2,099	4.7
とりかく部門	1,122	2.5
鈴のれん部門	934	2.1
その他	434	1.0
合計	44,347	100.0

(2) 対処すべき課題

外食企業を取り巻く経営環境は、少子・高齢化を背景とした人口減少による市場規模の縮小のなか企業・業種を超えた競争が続くと思われます。労働力不足や原材料のコスト上昇、更に食の安全・安心や環境保護など様々なリスクへの対応が必要となっております。また、消費者の食意識の成熟により嗜好やニーズの多様化が一層進み、価値指向、健康指向、安全指向は一段と強まっております。

このような厳しい環境のなか、「日本一質の高い外食企業」を目指して「顧客満足と従業員満足」の実現へ次の課題に取り組んでいきます。

第一は、「企業の社会的責任の自覚」であります。企業の基盤であるコンプライアンスと食の安全・安心へ行動基準を社会常識に照らし合わせ、見直し・改善・改革を実施するとともに徹底して参ります。

第二は、「経営基盤の改革」であります。教育・配置転換による人材育成を強化、権限と責任を明確にしチェーンストアマネジメントの再確認と実行に取り組みます。

第三は、「収益基盤の改革」であります。ワークスケジュールの精度向上などによるプライムコストの適正管理と店舗レイアウトの見直し、機械化（ＩＴ化）の推進による生産性向上、ビジネスモデルの再構築による既存店の業績回復に取り組みます。

第四は、「営業基盤の改革、顧客の創造」であります。顧客を創造するうえで、ニーズを掴むべくマーケティングとイノベーションで業務の再構築に取り組みます。また、商品力を強化するため商品開発体制の再構築やコア商品のブラッシュアップに取り組みます。

(3) 設 備 投 資 等 の 状 況

当事業年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、９億74百万円（前事業年度比23.4％減少）であり、その内訳は、店舗の新設に４億79百万円、店舗の改築・改装等に４億19百万円、名古屋工場設備改修及び情報システム関連投資等に75百万円であります。また、所要資金は自己資金で賄っております。

なお、当事業年度中に売却、除却しました固定資産は、20百万円であります。

(4) 資 金 調 達 の 状 況

当事業年度の資金調達は特にありません。

(5) 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	620百万円
株式会社近畿大阪銀行	100
株式会社名古屋銀行	100
株式会社愛知銀行	100

(6) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	第65期 (平成26年３月期)	第66期 (平成27年３月期)	第67期 (平成28年３月期)	第68期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売上高	45,721	43,430	44,161	44,347
経常利益	1,424	275	497	1,185
当期純利益 (当期純損失(△))	612	△601	△388	576
１株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失(△))	23円70銭	△23円27銭	△15円03銭	22円30銭
総資産	39,085	38,213	37,614	37,732
純資産	30,000	29,522	28,659	28,868

［第67期］旬の食材による料理や接客サービスの充実に努めるとともに、春の歓送迎会、ＧＷ、夏休み、忘年会などの季節毎のイベントを中心に販売促進活動を実施した結果、客数が微減となったものの、客単価が上昇し、売上高は増収したものの経常損失、当期純損失となりました。

［第68期］当事業年度につきましては、(1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年３月31日現在）

当社は、親会社及び子会社はありません。

(8) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

部門別の内容

部門区分		内容
木曽路部門		しゃぶしゃぶ・日本料理
素材屋部門		居酒屋
じゃんじゃん亭部門		焼肉
とりかく部門		鶏料理
鈴のれん部門		和食レストラン
その他	その他	ワイン食堂ウノ、 九州味巡り ここの
	外販	しぐれ煮、胡麻だれ類
	不動産賃貸	名古屋市昭和区山手通の店舗

(9) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

本　　社　：　愛知県名古屋市昭和区
東　　京　：　東京都港区
大　　阪　：　大阪府吹田市
直営店舗　：　163店舗

店舗の地域別分布

区分	店舗数	区分	店舗数
栃木県	1 店	岐阜県	3 店
茨城県	1	三重県	3
群馬県	1	和歌山県	1
埼玉県	9	奈良県	1
千葉県	5	大阪府	19
東京都	49	兵庫県	8
神奈川県	10	福岡県	3
静岡県	1		
愛知県	48	計	163

名古屋工場　：　愛知県大府市（調理加工場兼物流センター）

(10) **使 用 人 の 状 況**（平成29年３月31日現在）

性　　別	使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	993 名	△16 名(減)	41.5 歳	10.5
女　　性	225	12 (増)	37.0	6.0
合計または平均	1,218	△4 (減)	40.7	9.1

（注）上記使用人のほか、パートタイマー3,513名（８時間勤務換算）が在籍しております。
前期末比86名減少しております。

２．株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　60,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　25,913,889株（うち自己株式　78,700株）

(3) **株　主　数**　20,351名

(4) **大 株 主 の 状 況**

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
木曽路共栄会	1,188千株	4.60 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	991	3.83
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	685	2.65
松原秀樹	571	2.21
アサヒビール株式会社	496	1.91
木野ひとみ	487	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	444	1.72
吉江則子	444	1.72
株式会社プルメリア	360	1.39
麒麟麦酒株式会社	352	1.36
サントリー酒類株式会社	352	1.36

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	吉　江　源　之	
専務取締役	木　野　克　典	東京駐在、素材屋東京営業部、 とりかく営業部担当
取　締　役	仲　沢　栄　一	内部監査部長兼内部監査室長
取　締　役	松　岡　利　朗	人事本部長兼人事部長
取　締　役	大　橋　　浩	企画部長、 経理部、事務能率センター担当
取　締　役	青　野　康　徳	重要業務統括、業務改革推進部長 商品本部、商品開発部、外販営業部担当
取　締　役	松　井　常　芳	東邦ガスリビング(株)相談役 (株)ＭＡ企画　代表取締役
取　締　役	伊　藤　邦　昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
監査役（常勤）	鈴　木　敏　道	
監　査　役	熊　田　登与子	弁護士
監　査　役	平　野　善　得	公認会計士 愛三工業(株) 社外監査役

（注）１．取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。

２．監査役熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。

３．監査役平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当事業年度中における取締役及び監査役の異動

(1) 平成28年６月28日開催の第67回定時株主総会において、鈴木敏道氏ならびに平野善得氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 平成28年６月28日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、青野康徳氏は監査役を辞任いたしました。なお、同日付をもって、同氏は取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	8名 （2名）	117百万円 （8百万円）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （3名）	15百万円 （6百万円）
合　　計	13名	132百万円

（注）１．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．報酬等の総額には、退任した監査役２名の在任中の報酬等の額が含まれております。

３．取締役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第66回定時株主総会決議において、３億円（年額）を限度としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

４．監査役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第44回定時株主総会決議において、30百万円（年額）を限度としております。

(4) 社外役員等に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼　職　先	当社との関係
取締役	松井常芳	東邦ガスリビング(株) 相談役 (株)ＭＡ企画 代表取締役	重要な取引関係はありません。
取締役	伊藤邦昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
監査役	平野善得	公認会計士平野善得事務所 代表 愛三工業(株) 社外監査役	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	松井常芳	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
取締役	伊藤邦昭	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
監査役	熊田登与子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	平野善得	当事業年度開催の取締役会13回のうち監査役就任後の10回すべてに出席し、また、監査役会13回のうち監査役就任後の10回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第27条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　22百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　22百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第４項第６号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

(1) 基 本 的 方 針

① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。

② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

(2) 法令等の遵守体制の整備

① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曽路行動憲章」の周知・徹底を図る。

② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、(1) 善管注意義務・忠実義務、(2) 遵法精神、(3) 客観的・科学的事実認識、(4) 合理的手続、(5) 適時性の観点から議案を検討する。

③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。

④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。

⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。

⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

(3) リスク管理体制の整備

① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

(4) 情報の保存・管理体制の整備

① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

(6) 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

(7) 監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。

② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。

③ 監査役への報告を行った役員および従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。

⑤ 監査役監査、監査法人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当事業年度は以下のような取り組みを実施しました。

(1) 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革を実施しています。管理部門のそれぞれの業務を統括する商品本部、立地開発本部、人事本部の設置や、人材教育強化のための人材開発部、業務改革推進の基幹となる業務改革推進部の設置、また、営業部門では木曽路営業部を統括する木曽路営業本部の設置の他、各営業部の統合・分割を実施しました。

(2) コンプライアンスの徹底のため、前事業年度に引き続き、意識啓蒙施策の展開、顧問弁護士による社内講演、部門毎の勉強会等を実施しました。

(3) 内部監査体制を強化すると共に新基準に沿った厳正監査を実施し、また、適正な内部通報制度の運用により、風通しのよい企業風土づくりを目指します。

(4) 適正表示のため当社独自の表示ガイドラインにより担当者教育を継続し、また、情報システムによる迅速・効率的な監視を継続して実施しています。

(5) 食品の安全安心確保を補強するため、衛生管理室を分割し体制面を補強しました。他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

（注）1．本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
2．本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
3．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	16,629	流動負債	5,945
現金及び預金	13,727	買掛金	1,258
売掛金	1,063	短期借入金	920
商品及び製品	51	リース債務	94
原材料及び貯蔵品	940	未払金	88
前払費用	420	未払費用	1,660
繰延税金資産	383	未払法人税等	548
その他	43	前受金	1
貸倒引当金	△0	預り金	195
固定資産	21,103	賞与引当金	492
有形固定資産	13,161	ポイント引当金	333
建物	6,025	資産除去債務	19
構築物	364	その他	331
機械及び装置	47	固定負債	2,919
車両運搬具	4	リース債務	360
工具、器具及び備品	481	長期未払金	251
土地	5,723	退職給付引当金	985
リース資産	419	資産除去債務	1,311
建設仮勘定	95	長期預り保証金	10
無形固定資産	120	負債合計	8,864
借地権	23	純資産の部	
ソフトウエア	91	株主資本	28,585
商標権	0	資本金	10,056
その他	4	資本剰余金	9,875
投資その他の資産	7,821	資本準備金	9,872
投資有価証券	2,035	その他資本剰余金	2
出資金	0	利益剰余金	8,775
長期前払費用	101	利益準備金	392
繰延税金資産	595	その他利益剰余金	8,383
長期預金	520	固定資産圧縮積立金	40
差入保証金	4,559	別途積立金	7,200
その他	39	繰越利益剰余金	1,142
貸倒引当金	△30	自己株式	△122
		評価・換算差額等	283
		その他有価証券評価差額金	283
		純資産合計	28,868
資産合計	37,732	負債純資産合計	37,732

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ．売上高		**44,347**
Ⅱ．売上原価		**14,597**
売上総利益		**29,750**
Ⅲ．販売費及び一般管理費		**28,679**
営業利益		**1,071**
Ⅳ．営業外収益		
受取利息及び配当金	41	
受取手数料	4	
協賛金収入	16	
受取補償金	60	
その他	11	133
Ⅴ．営業外費用		
支払利息	6	
保険解約損	2	
控除対象外消費税等	2	
その他	6	18
経常利益		**1,185**
Ⅵ．特別利益		
投資有価証券売却益	202	202
Ⅶ．特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	13	
減損損失	280	297
税引前当期純利益		**1,091**
法人税、住民税及び事業税	493	
法人税等調整額	21	515
当期純利益		**576**

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月２日

株式会社　木　曽　路
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　瀧　沢　宏　光　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　野　敦　生　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社木曽路の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第６８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月９日

株式会社　木　曽　路　監査役会

常勤監査役	鈴　木　敏　道　㊞
社外監査役	熊　田　登与子　㊞
社外監査役	平　野　善　得　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、これらの基本方針に基づき、また当期業績の進展を受けて前期末配当より２円増配することとし、１株につき９円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金９円　　総額　232,516,701円
　なお、中間配当金として７円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき16円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成29年６月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	吉江源之 (昭和22年７月18日生)	昭和46年４月　㈱協和銀行〔現㈱りそな銀行〕入行 昭和52年４月　当社入社 昭和53年６月　当社商品部長 昭和56年７月　当社専務取締役 昭和62年６月　当社代表取締役 平成５年６月　当社代表取締役社長 平成18年６月　当社代表取締役会長 平成28年３月　当社代表取締役会長兼社長（現任）	221,991株
2	木野克典 (昭和28年８月14日生)	昭和52年４月　㈱東海銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕入行 昭和61年２月　当社入社 昭和62年４月　当社事業開発室長 昭和62年６月　当社取締役 平成３年５月　当社取締役商品部長 平成４年４月　当社取締役人事企画部長 平成５年４月　当社取締役東京本部長 平成５年６月　当社常務取締役 平成９年２月　当社常務取締役素材屋東京営業部長 平成12年１月　当社常務取締役東京本部長 平成13年６月　当社専務取締役 平成14年５月　当社専務取締役東京駐在(現任) 平成17年８月　当社専務取締役とりかく営業部長 平成29年１月　当社素材屋東京営業部、とりかく営業部担当（現任）	141,672株
3	仲沢栄一 (昭和22年１月27日生)	昭和48年８月　宝塚観光㈱営業支配人 昭和54年２月　当社入社、木曽路栄店店長代理 昭和54年９月　当社居来瀬営業部長 平成５年６月　当社取締役 平成９年２月　当社取締役素材屋名古屋営業部長 平成10年２月　当社取締役地中海営業部長 平成10年12月　当社取締役事業開発室長 平成13年３月　当社取締役内部監査室長、衛生管理室担当 平成28年５月　当社食品安全管理室担当 平成28年８月　当社取締役内部監査部長兼内部監査室長（現任）	12,650株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	松岡利朗 （昭和39年９月26日生）	昭和62年４月　当社入社 平成15年１月　当社人材開発部長 平成19年５月　当社人事本部長兼人事部長兼人材開発部長 平成20年６月　当社執行役員人事本部長兼人事部長兼人材開発部長 平成23年６月　当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長 平成24年１月　当社取締役人事総務部長 平成28年９月　当社取締役人事本部長兼人事部長（現任）	1,000株
5	大橋浩 （昭和38年７月16日生）	昭和62年４月　当社入社 平成22年５月　当社企画部長 平成23年４月　当社執行役員企画部長 平成25年６月　当社取締役企画部長、経理部、事務能率センター担当（現任）	1,000株
6	青野康徳 （昭和26年６月24日生）	昭和49年４月　社団法人瀬戸内海栽培漁業協会入社 昭和56年12月　当社入社 平成11年11月　当社大阪本部長 平成14年５月　当社執行役員大阪本部長 平成25年２月　当社執行役員人事総務部付部長 平成25年６月　当社監査役 平成28年６月　当社取締役、重要業務統括（現任） 平成28年10月　当社取締役業務改革推進部長（現任） 平成29年３月　当社商品本部、商品開発部、外販営業部担当（現任）	8,639株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	松井常芳（まついつねよし） （昭和26年４月３日生）	昭和49年４月　東邦ガス㈱入社 平成10年６月　同社　お客さまサービス部長 平成13年４月　同社　リビング流通部長 平成16年６月　同社　総務部長 平成18年６月　同社　執行役員 東邦ガスリビング㈱　代表取締役社長 平成20年６月　東邦ガス㈱　常務執行役員 平成22年６月　同社　専務執行役員 平成27年５月　東邦ガスリビング㈱　代表取締役会長 平成27年６月　当社社外取締役（現任） 平成28年５月　東邦ガスリビング㈱　相談役 平成28年７月　㈱MA企画　代表取締役（現任）	0株
8	伊藤邦昭（いとうくにあき） （昭和26年６月22日生）	昭和49年４月　㈱日本興業銀行入行 平成７年３月　同社　営業第10部副部長 平成７年８月　㈱明輝商会　代表取締役社長　（現任） 平成10年２月　㈱ラミテック　代表取締役社長（現任） 平成17年４月　㈱メイキ　代表取締役社長（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	1,000株

（注）１．候補者、松井常芳氏は株式会社MA企画の代表取締役であり、当社は同社との間に営業等に関する指導及び助言に関する取引があります。他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。

２．松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役候補であります。

３．社外取締役候補に関する事項は、以下のとおりであります。

（１）社外取締役候補とした理由

松井常芳氏及び伊藤邦昭氏については、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社取締役として活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（２）社外取締役としての職務を遂行できると判断する理由

松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、会社経営者として会社経営に関与された経験があり、優れた実績を掲げており、かつ高い見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（３）社外取締役の在任期間について

松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

（４）独立役員の指定について

当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再選され就任した場合には、両氏を独立役員として届け出る予定であります。

（５）責任免除について

当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定められる最低責任限度額としており、両氏が社外取締役に再選され就任した場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役鈴木敏道氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
すずきとしみち 鈴木敏道 （昭和29年１月８日生）	平成20年12月　北伊勢上野信用金庫入庫 平成21年６月　同庫常勤理事 平成27年７月　当社入社 当社人事総務部付部長 平成28年６月　当社常勤監査役（現任）	0株

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

１．議決権行使のお取扱い

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト(http://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

(3) インターネットによる議決権行使は平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに行使されるようお願いいたします。

(4) インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) 議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(6) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくための、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

２．パスワードのお取扱い

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。なお、パスワードのお電話によるご照会には、お答えできませんのでご了承ください。

(2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。

3．インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法のお問い合わせ先

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社	証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
	電話　0120-652-031
	受付時間　9：00～21：00

(2) その他のご照会は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社までお問い合わせください。

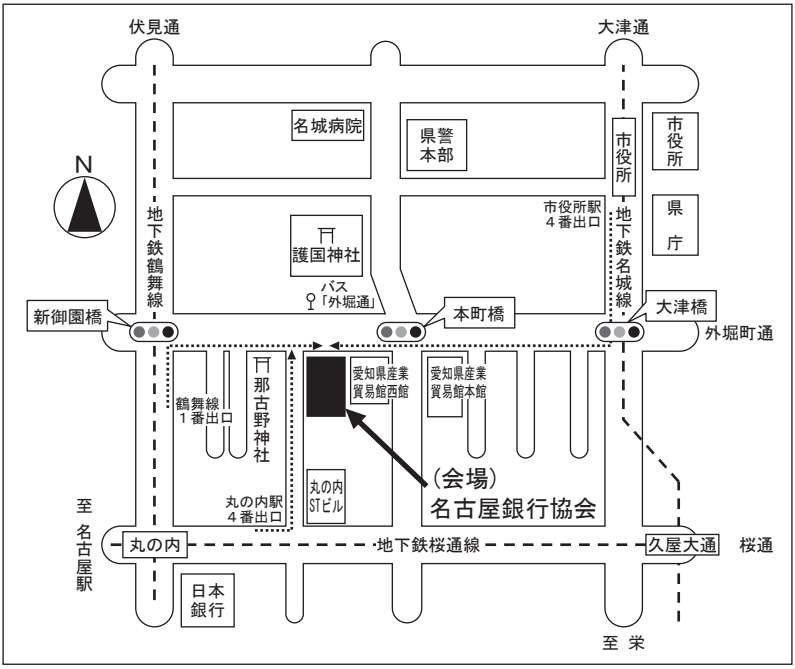
②証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社	証券代行事務センター
	電話　0120-782-031
	受付時間　9：00～17：00(土日休日を除く)

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
電話　０５２（２３１）７８５１



交通のご案内

●地下鉄　桜通線「丸の内」駅４番出口より徒歩６分
●地下鉄　鶴舞線「丸の内」駅１番出口より徒歩６分
●地下鉄　名城線「市役所」駅４番出口より徒歩８分
●市バス　名古屋ターミナルビル乗車、「外堀通」下車

※株主総会会場に駐車場はございませんので、ご了承ください。